

医療と介護の両方のサービスの利用している世帯の負担を軽減する制度です

高額医療・高額介護合算療養費制度

▼医療保険料と介護保険料を合算して支給額を計算します

世帯内の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者の全員が1年間（平成27年8月～28年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額^{*1}を合計し、限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

※計算後の支給額が500円以下の場合には対象となりません。

※限度額は世帯の所得状況によって異なります。（下表参照）

※国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している人は各保険者へおたずねください。

*1：医療機関などに支払った一部負担金（70歳未満の場合の医療保険分は、1つの医療機関で同月内に21,000円以上支払った一部負担金）から高額療養費・高額介護サービス費の払い戻し相当分を差し引いた金額が対象です。医療保険・介護保険の自己負担額の違いが0円である場合は対象になりません。

■ 限度額表

負担区分	①後期高齢者医療制度と介護保険 ②国民健康保険と介護保険 (70～74歳の人がいる世帯)	③国民健康保険と介護保険 (①②以外の世帯)	
		所得額 ^{*2}	
一定以上所得者	67万円	901万円超	212万円
		600万超 901万円以下	141万円
一般 (市民税課税世帯)	56万円	210万超 600万円以下	67万円
		210万円以下	60万円
低所得者 (市民税非課税世帯)	31万円 (19万円 ^{*3})	34万円	

*2：総所得金額などから基礎控除額（33万円）を差し引いた額

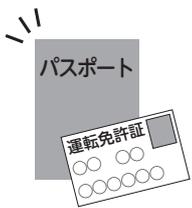
*3：同じ世帯の全員が市民税非課税で、それぞれの所得から必要経費・控除（年金の所得は80万円として計算）を差し引いたときに、0円になる人

▼申請をお忘れなく！

支給対象の後期高齢者医療被保険者と国民健康保険の納税義務者に、1月末に申請書を郵送していただきます。忘れず申請してください。申請時には、次のものを持参してください。

- 被保険者のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
- 届け出をする人の本人確認書類（運転免許証・パスポートなどの顔写真付きの身分証明書）

※顔写真付きのものがない場合、保険証や年金手帳など、本人確認書類が2点必要です。



◆平成27年8月から平成28年7月までの間で、次に該当する人は申請対象となります。お知らせができません場合があります。支給の対象と思われる場合はご相談ください。

- 市町村を越える転居をし、加入する保険が変わった人
- ほかの医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移った人

【問い合わせ】

- 後期高齢者医療担当
(保険年金課)
☎22・9660 FAX26・0151
- 国民健康保険担当
(保険年金課)
☎22・9659 FAX26・0151
- 介護保険担当
(介護高齢福祉課)
☎26・3939 FAX26・3950

◆ 農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか

農業者年金をご利用ください

【問い合わせ】 農業委員会事務局
☎ 43-2312 FAX 43-2313

◆ 現役を退いた後もあなたの人生は続きます

- 65 歳からの平均余命は…
男性：19 年 女性：24 年
(厚生労働省「平成 27 年簡易生命表」より)

◆ 老後の生活はこんなにお金がかかる

- 高齢農家世帯（世帯主が 65 歳以上の夫婦 2 人）の場合の老後の家計費
⇒月額：約 23 万 7,000 円
- 国民年金だけでは…
⇒月額：約 13 万円
1 カ月あたり約 10 万 7,000 円不足

▶ 農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で 80 歳までの保証付き
- 支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象
- 手厚い政策支援、保険料に国庫補助も

▶ 加入要件

- ① 国民年金第 1 号被保険者
- ② 年間 60 日以上農業に従事する人
- ③ 60 歳未満の人

農業者であれば加入できます！

■ 農業者年金の年金額の試算額

加入年齢	納付期間	性別	試算額（年額） ※月額 2 万円の保険料
20 歳	40 年	男性	86 万 5,000 円
		女性	73 万円
30 歳	30 年	男性	56 万 2,000 円
		女性	47 万 4,000 円
40 歳	20 年	男性	33 万円
		女性	27 万 5,000 円
50 歳	10 年	男性	14 万 3,000 円
		女性	12 万円

この試算は、通常加入で 65 歳までの運用利回りが 3%、65 歳以降の予定利率が 0.5% となった場合の試算です。

運用利回りは加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の 13 年間（2014（平成 26 年）まで）の運用利回りの平均は年率 3% です。

予定利率は毎年度農林水産省告示により定められ、2016（平成 28）年度は 0.5% です。

◆ 伊賀市の農業についてご意見をいただける人を募集します

農業委員会委員・農地利用最適化推進委員

【問い合わせ】 農業委員会事務局
☎ 43-2312 FAX 43-2313

【募集人数】

- 伊賀市農業委員会委員：24 人
このうち 1 人は農業委員会の業務に利害関係のない人を募集します。
- 伊賀市農地利用最適化推進委員：56 人
※各担当地区など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【応募資格】 農業に関する知識を持っていて、原則、市内に住所があり、現在住んでいる人

【任期】

- 伊賀市農業委員会委員
平成 29 年 7 月 20 日から 3 年間
- 伊賀市農地利用最適化推進委員
委嘱した日から平成 32 年 7 月 19 日まで

【報酬】 条例に基づき支給します。

【応募方法】 農業委員会事務局または各支所振興課・各地区市民センターにある所定の応募用紙に必要事項を記入し、押印の上、申し込んでください。

【選考方法】 書類審査

※地区の構成比率などを考慮して決定します。

【応募期間】

2 月 15 日(水)～3 月 15 日(水)
※土・日曜日、祝日を除く。

【応募先】

- 〒518-1313 伊賀市馬場 1128
農業委員会事務局・農林振興課
- 各支所振興課
- 各地区市民センター

